

平成28年度 西伊豆町教育委員会第4回定例会

- | | |
|-------|--|
| 1 開催日 | 平成28年7月26日（水） 13：30～14：25 |
| 2 場 所 | 西伊豆町福祉センター2F 大会議室 |
| 3 出席者 | 藤井定男委員長・渡邊美成委員（職務代理）・山本久美子委員・
藤井繩子委員・宮崎文秀委員（教育長） [事務局 高木光一] |
| 欠席者 | なし |
| 4 傍聴者 | なし |

委員長：ただ今の出席委員は5名です。過半数に達していますので、ただ今から平成28年度第4回の定例会を開催いたします。日程1の会議の日程ですが、本日2日、一日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

委員長：日程2の「議事録の承認について」ですが、平成28年6月15日開催の第3回定例会の議事録については、私と渡邊美成委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

委員長：日程3の議事録署名委員ですが、藤井繩子委員にお願いします。

（藤井委員：了解）

委員長：次に議案ですが、日程4の第7号議案の「平成27年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書の議会への提出について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

高木：それでは、第7号議案をご覧ください。「平成27年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書の議会への提出について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会が教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告しなければなりませんが、先日、外部の評価委員会を開催し、委員の方から意見をいただき、最終の取りまとめができましたので、ご確認いただきたいと思います。それでは、議案に添付しております、西伊豆町教育委員会の自己点検・評価報告書をご覧いただきたいと思います。1ページから7ページにつきましては、前回ご確認をしていただいておりますので、割愛をさせていただきます。では、最終ページの8ページをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、教育委員会の自己点検評価に対して外部の評価委員の皆様からの意見を取りまとめたものになります。まず、全体としてですが、「当評価委員会では、全ての領域について検討・協議した。その結果、適切かつ良好な活動を展開しており、概ね妥当な自己点検・評価と思われる。前年度の自己点検・評価報告書における改善点や指摘事項に対する取り組みへの努力がうかがえる。今後とも、地域住民や児童・生徒のため、更なる改善を図りながら西伊豆町の教育行政の発展につなげていくことを望みたい。というご意見がありました。」

次に、教育委員会の活動についてですが、「教育委員による学校訪問は、学校側としても直接教育委員に伝えることができるし、教育委員会と学校側が近づく意味でも非常に良い事だと思う。」ということでございました。

次の、教育委員会が管理・執行する事務については、特に意見はございませんでした。

最後に、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についてですが、箇条書きになっておりまして、上から順番になりますが、「家庭教育学級への補助金は、それぞれ有効に使われており、各家庭教育学級の支援には非常に効果的である。」、「子どもたちの総合学習として、ジオに関する学習は非常に効果的である。」、「タブレット学習については、委員会を立ち上げ研修会を定期的に行うなど、より知識を深めることができたと評価する。」、

「子どもたちの心のケアへの対応は、年々手厚く充実した支援ができておらず、今後の更なるきめ細かな対応を期待する。」、「学力の向上や一人一人の良さを伸ばし、自己肯定感を持った子どもを育てるため、学校や幼保関係者の努力はうかがえるが、保護者をはじめとする地域全体がこのことを正しく理解する必要があり、その方策として講演会等の開催が必要ではないか。」、

「老朽化の著しい文教施設の修繕については、統合を見据えた対応をしなければならないが、安全性確保のための対策はすみやかに行う必要がある。」
7つ目が「各地区に花の会が組織されているが、中学生ボランティア活動として協力することも良いのではないか。」、「文化展に高校生の作品を展示し、一般公開することにより、他の出展者への良い刺激になるのではないか。」、「スポーツ少年団の指導者を増やすためには、指導者研修会を賀茂郡で開催するように要望したらどうか。」、「町立図書館にない図書などについては、他市町図書館との貸借が出来るため、より充実した利用ができる。」、「図書の返却を各窓口で出来るようになり、利便性が向上した。」というご意見をいただきました。以上意見を付して、9月定例議会にて報告をさせていただきたいと思います。何か確認をしておきたい事項等があればお願いをしたいと思います。

渡 邊：評価委員の4名が会議で集まって会議のようなものを最近開催したのか。

高 木：はい。2回開催をしまして、1回目で意見を頂き、2回目で確認をさせていただきました。2回目の中で色分けをさせていただいておりまして、赤字の部分が1回目の指摘事項、青字の部分が2回目で修正が掛かった部分ということになっております。

渡 邊：この4名が集まる場は、この報告書ができた時以外であるのか。

高 木：あくまでもこの自己点検評価に対する外部評価の委員さんとなりますので、これだけのための外部評価委員となります。久美子さんは初めての出席ですので分からぬいかと思いますが、一応内容については教育委員会で検討をさせていただいて、評価委員会の方に提示させていただいております。

委員長：第7号議案の「平成27年度西伊豆町教育委員会自己点検・評価報告書の議会への提出について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

委員長：挙手全員ですので、第7号議案については可決されました。次に、日程5、第8号議案「西伊豆町適応指導教室設置要綱の制定について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

高木：それでは、第8号議案をご覧ください。「西伊豆町適応指導教室設置要綱の制定について」ですが、提案理由に記載してございますが、不登校児童生徒の増加とその多様化に対応し、学校復帰への支援を行うため、適応指導教室開設に必要な事項について、要綱を定めたく提案をするものであります。詳細につきましては、担当の端山から説明をいたします。

端山：こちらの第8号議案ですが、この2学期から西伊豆町適応指導教室を開設したいと考えております。開設に当たりまして必要事項を定めた要綱を定めさせていただきたいため今回提示させていただきました。要綱の内容といたしましては、設置場所や事業の内容、開設日時、指導員、通級に関する申し込みから決定までの流れ等を定めております。様式として申請書、許可書といったものを添付しております。またこちらですが、通級することによって指導要録上の出席に対応できるよう、その月に何日来たということを学校に報告できる様式を添付しております。以上になります。

委員長：ただ今事務局から説明がありましたら、ご意見やご質問がありますか。

渡邊：改正ではなく制定するということか。

端山：はい。改正ではなく制定となります。

藤井：町に一つ置くということか。

端山：はい。田子の公民館の和室を使います。この適応指導教室は授業らしきことを行うので、公民館であれば調理実習や講堂、図書室もあるので場所としては最適かと思います。

高木：実は町長の方からも前にお話しさせていただいたかと思いますが、津波対策も含めて場所的には田子の公民館が良いのかと。それと学校の近いところですと、子ども達も通いにくいというのもありますし、少し離れたところに設置ということになりました。また、現在試行的に実施していますが、要綱を定めた中で実際にどういう運用が良いかを検討し、2学期の始業式までには運用の仕方をある程度確立したいと考えております。現在は4名の子たちが利用しております。

藤井：2学期以降も同じ人数くらいなのか。

高木：場合によっては増えるかもしれません。

委員長：中学生だけか。

端山：基本的には小学生から中学生までとなっておりますが、現在利用しているのは中学生です。

高木：運営に当たって不具合が出ないかという所で試行的な部分もあります。それと保護者の要望も聞きながら、どのような形が良いかというのを把握したいということでやっております。

委員長：うまくいけばいいと思うが、最初はなかなか難しいと思う。

渡 邊：みんな同じ学年の子が集まるという訳ではないから、先生の対応が重要になってくる。一つの部屋に小中学生が一緒にいるという形になるのか。

端 山：来て勉強をするということではないですね。話をしたり、パズルをやったりだと必ずしも勉強をするということではなく、心の居場所作りなどを含めて。

藤 井：外に出る第一歩ということか。

高 木：それが一番で学校復帰への第一歩ということです。

渡 邊：特別支援学級が有る訳ですが、それとは違うのか。

委員長：それとはまた違うものになる。不登校の子が学校に行けないから。

渡 邊：これまで学校で対応していたものを、まとめてしまおうということなのか。

高 木：まとめてというより学校の方で対応しきれない、学校で対応しても学校へ行くことができない子達を学校復帰の支援をしていく形になります。

端 山：保健室登校ができるのならまだいいのですが、それすらもできないという子達も中にはいるので。

藤 井：保健室だったら何かの授業の時に他の子達が呼びに行くという状況があるが、そういう時にこの田子の適応指導教室に通っているときに近くないだけに通いやすい面もあるが、近くないだけに戻るタイミングが難しいと思う。そこが先生たちとの連携が必要になると思う。

端 山：2学期にたくさん事業があるので、そこには参加してもらおうということで働きかけはしているようです。

渡 邊：父兄の意向によってこのような手続きがとられるということか。学校の方からこういうことをしたらどうかということではないのか。

高 木：こういう制度があるということは案内しております。親御さんだけではなく子どもからこちらに行ってみたいということもあるようです。

渡 邊：保健室登校は残るのか。

端 山：保健室まで来ている子は学校まで行けるかもしれませんし、保健室まで行くことができない子は、こっちまで来てという方法もあると思うのですが、保健室まで登校している子にこっちに来たらどうかというのは。

教育長：その傾向があるのですね。保健室の方が本当は進んでいるのですね。適応指導教室があって、保健室登校があり学級に戻したいのだが、保健室登校をしている生徒が、あまりにも適応指導教室が快適だと適応指導教室でも出席扱いになるのでそっちだけ行けばいいということになりかねないのでそこが今後の課題になります。

藤 井：出席扱いになるのか。

端 山：はい。ですが指導要録上の出席というものがありまして、遅刻などもそれになります。保健室登校も指導要録上の出席という形になります。

渡 邊：程度もあると思うが、少しでもチャレンジの精神がないところでいいのかと思うので、温室を与えることが救うこととか。少しでもチャレンジをちらつかせることが大事だと思う。

委員長：指導者は相当難しいと思う。

高木：基本的にはそこで子ども達を受けるということではなく、そこが最終目的ではなく学校復帰を指導員も考えております。

山本：勉強もそこでやっているのか。

端山：やっております。子ども達に教材を持参させて、自分なりにやれるものをやつてもらう形です。

渡邊：まさに臨機応変。色々な対応力が無いといけないと思う。

山本：それは一人でやるのか。

端山：対応は一人ですが、常時別の方でも対応できるように配置しております。

高木：利用については、こちらから積極的に親御さんにアプローチをすることはないです。なので家庭訪問等も要望が無ければ行いません。こちらが積極的に行くと拒絶反応を示す方もいらっしゃるので、その辺も指導員としては難しい面あります。今の指導員は過去の仕事の中で信頼関係はありますので今のところはうまく付き合っていただいていると思います。ただ学校復帰を目指すという部分での仕事は非常に難しい面はあるかと思っております。

渡邊：子どもとのコミュニケーションは当然だが、保護者とのコミュニケーションは難しいと思う。

高木：確かに親御さんとの接し方については、非常にデリケートな部分があります。

藤井：学校に行けない子にとっては学校に行かないと出る世界がないので、そういう場が第一歩になればと思う。

高木：私たちも指導員もそういう思いでやっております。

教育長：今までそういう場が無かったので、敷居が高くて学校に行けなかった子が初めて行ける場ができたわけですから、それは大きな一步です。不登校のまま終わっていた可能性のある生徒が、もしかしたら適応指導教室からスタートして保健室登校に戻れる可能性があるので、そういう点では逆は厳しいですが、本来の目的としてはそちらです。学校では敷居が高いので、少しでも適応指導教室に遊びに来てみてはというところから始めるという形です。

渡邊：学校訪問もそうだが訪問できるなら訪問してみたい。どのような現場なのかと思う。

端山：なかなか厳しいと思います。

高木：その辺りも事務局としても指導員としても非常に気を使っている所です。

渡邊：飴と鞭ではないが、何によって人は覚醒するかもわからない。優しい言葉だけではなく、何気ない一言でということもあるかもしれない。

藤井：外部の人に顔を見合わせて一言かけられることが大事なのかもしれない。

端山：指導員も一人だけではなく、入れ替えながらやっているのですが、子ども達にとって慣れた人ではなく別の人があることによってかなりストレスを感じているみたいです。それは素直に訴えているみたいですが、それで

もがんばるという気持ちも持っているみたいなので、試行的な開設ですがこれも一歩かと感じました。

渡 邊：そうやって適度なストレスを与えることも大事だと思う。ストレス、イコール悪ではない。

山 本：少しでもいいので自信を持てるものを何か見つけてあげたい。

渡 邊：そうですね。でもそれはとりあえずスルーするものだと思う。何か困難に立ち向かって乗り越えた時のご褒美のようなものですから。ほんの小さなチャレンジでも周りがやるのではなく、最終的には自分でやるものだと思う。

高 木：指導員の先生方と皆さんと意見交換をするということもいいかもしません。不安を抱えていることとかも皆さんに共有していただきたいということで。その辺も考えさせていただきたいと思います。

渡 邊：この要綱はどこかに発表するようなところはあるのか。申請を受けた時に渡すようなものとか。

端 山：要綱自体は渡しません。開設するのにあたって定めていかなければ。これを基に開いていきますという形で。

高 木：町の条例や規則、要綱をまとめている物に載るという形になります。ただ保護者の方には少し簡単なチラシのようなものを作つてお渡しするように考えております。

委員長：他にご意見はありませんか。無いようでしたら第8号議案「西伊豆町適応指導教室設置要綱の制定について」賛成の方の挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

委員長：挙手全員ですので、第8号議案については可決されました。次に日程4、第9号議案「西伊豆町放課後児童クラブ事業実施要綱の改正について」について事務局から説明をお願いします。

高 木：それでは、第9号議案「西伊豆町放課後児童クラブ事業実施要綱の改正について」をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、制定済の要綱の改正になりますが、基準負担額について月額負担の整合性を図るため、一部文言を削除したいものであります。詳細につきましては、担当の端山から説明をいたします。

端 山：今年の3月に放課後児童クラブ事業実施要綱を制定いたしまして、今回見直しましたところ、基本負担額の別表の(1)に書いてある資料なのですが、備考欄に在籍日数15日以上だと全額、在籍日数15日未満だと半額というように表記されているのですが、実際に開所日数がその月によって日曜、祝日以外の開所となりますので、30日開所するわけでは無く、ばらつきがありますので、15日以上と未満という表記は適さないものですから、こちらを削除したいということで制定させていただきました。以上です。

委員長：今何名ほど来ているのか。

端 山：平日は平均4名ほどです。夏休みに入って18名の申込みが来ております賀茂小学校からも2名ほど申込みがありますので、夏季の期間は多くなる

感じです。

高木：平日ですと賀茂小学校や田子小学校の児童の利用はなかなか難しい面もあると思いますが、長期休業の夏休みなどは他の地区からも利用をしたいとの要望もあります。現在のところ2名の利用ということになっています。

渡邊：仁科のお子さんだけなのか。

端山：今のところは。町内どこの学校の児童でも利用できます。

高木：後についてはその辺をどうしていくか。全ての学校に設けるというのは現実的に難しい状況がありますので、どういう対応ができるか検討したいと考えています。

渡邊：一月単位でもできるのか。例えば8月のみでもできるのか。

端山：できます。毎週土曜日のみの利用する方法も1日単価650円という形で設定しております。

高木：家庭によって色々な働き方がありますので、それに対応できたらと思っております。

委員長：他にご意見はありませんか。無いようでしたら第9号議案「西伊豆町放課後児童クラブ事業実施要綱の改正について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

委員長：挙手全員ですので、第9号議案については可決されました。次に日程7、「第10号議案「西伊豆立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則について」について事務局から説明をお願いします。

高木：それでは、第10号議案「西伊豆立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則について」をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、提案理由に記載してございますが、子ども・子育て支援法施行令の一部改正を踏まえ、低所得世帯・多子世帯の扱いの対象者及び減免について、規則の一部改正が必要となったため。 幼稚園保育料については昨年度と同額であります。なお、今年度から町内の幼稚園利用児に係る保育料は無償としましたが、広域保育利用児など無償対象とならないケースもありますのでその場合に適用することとなります。 詳細につきましては、担当の端山から説明をいたします。

端山：第10号議案ですが、国の要綱のほうで年収360万円未満になる世帯については多子軽減、又は低所得世帯について軽減対象とする改正がありましたので、それに伴い町の徴収規則についても改正いたします。 改正内容ですが表を追加いたします。 それによってこちらの内容を組み込むということにさせていただきます。 別表第2というところがあるのですが、その下に別表第3というものを加えまして、年収360万円未満となる世帯について第1子半額、第2子は全額となります。 こちらですが年収360万円未満の世帯については、これまで幼稚園保育料は幼稚園在園時から小学校3年生までを兄弟の括りとしてカウントしていたのですが、360万円未満の世帯については、第1子が中学生でも高校生でもそこから第1子で

歳、第2子が歳の離れた幼稚園児だという場合でも第2子とカウントするという形で、年齢制限を無くしましょうという法の改正になります。その文言を別表第3ということで付け加えました。

- 渡 邊：松崎町に比べると西伊豆町の方が優遇されているのか。
- 高 木：無償化の部分は優遇されていると思います。
- 渡 邊：松崎町は無償化していない分、こちらの方が優遇されているといえる。
- 高 木：松崎町も公立幼稚園については無償化を検討しているみたいです。保育園については私立なので分かりませんが。
- 渡 邊：全国的に見ても西伊豆町は頑張っているのか。
- 高 木：無償化したところは少ないと思います。また給食費と合わせて無償化にしているのは稀だと思います。小規模自治体だからこそできるという所はあるかと思います。
- 教育長：実際ほとんど無償化なので、これが適用になる人はほとんどいないのか。
- 端 山：ほぼないです。ただ広域保育が出ると、これを作らなければ。
- 藤 井：なのでこれを作らないといけないということですね。無償化になるのになぜかと思った。広域保育があった場合に備えてということですね。
- 高 木：はい。この基準でやらないとできないということです。明らかに幼稚園保育園を利用する期間だけこちらに転入してくるというケースについては、無償にすることは認めないとすることになっております。そういうケースがあった場合にはこちらを適用するという形です。
- 山 本：少し分からぬのですが、親がこちらに住んでいれば無償化なのか。
- 高 木：基本的には生計を一にしている家族がこちらに住んでいる場合に無償としますが、母親と子供だけがこちらに来て、父親は別の市町に住んでいるようなケースの場合は認められない場合もあります。ただ、親御さんが病気を抱えていて、片親しか来られないような特殊な場合などは、町長と協議をして決めております。
- 山 本：難しいですね。
- 端 山：そこの判断は本当に難しいですね。
- 渡 邊：移住者になるかもしれないという可能性があるところでどんどん来てもらうのもいい手かもしれない。別に100人や200人来るわけではないから、来てもらえばありがたいですね。子育て世代が移住するには難しい町なのかもしれないが、何かのとつかかりとして可能性の一つになるかもしれない。メリットだけですから西伊豆に行こうかとなるものなのか。
- 高 木：問い合わせは実際3件くらいありました。
- 端 山：実際に来たのは1件ですが、無償化だから来たということではありませんでした。
- 渡 邊：それぐらいでこっちに来てもらえるならどんどん来てもらいたい。
- 高 木：町長の思いとしては、定住促進が主というよりも地域の方の子育て支援を重視したいというものです。それが定住の支援になればという所もあります。これだけで定住促進はなかなか難しいと思いますが、総合的に西伊豆

町を選んでいただくための施策を町としてやっていかなければいけないのかと。その一つのツールとしては役に立つ部分があるのかとは思います。

委員長：他にご意見はありませんか。無いようでしたら第10号議案「西伊豆立幼稚園保育料徴収規則の一部を改正する規則について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

委員長：挙手全員ですので、第10号議案については可決されました。次に日程8、第11号議案「西伊豆町保育所保育料徴収基準の改正について」について事務局から説明をお願いします。

高木：それでは、第11号議案「西伊豆町保育所保育料徴収基準の改正について」をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましても第10号議案の同様の改正理由となります。詳細につきましては、担当の端山から説明をいたします。

端山：第11号議案についてですが、こちらも先ほどと同じなのですが、実際保育料無償化となっておりますので、こちらも広域保育利用時に適用となります。こちらの理由も子ども、子育て支援法施行令の一部改正を踏まえて減免について徴収基準の見直しが必要になったためというのと、それとは別に毎年こちらの保育所保育料については告示をしているものですから、その告示の議案となります。保育料が該当する西伊豆町内に住んでいて、町外の保育園に通園している方がこちらの表の対象になります。昨年と徴収基準額は変更はありません。昨年と一部変更した点につきましては、次のページの下線が引いてある部分になります。先ほども申し上げましたように、こちらの法の改正によって低所得者及び多子軽減の人たちについては減免対象枠が広がりましたという文言をこのように表記させていただきました。とても言葉だけを見ると分かりづらいと思いますが、簡単に言いますと母子世帯や家に障害児がいる世帯については、今まででは表から第2、第3階層と言いまして、住民税で言いますと48,600円未満という所なのですけども、第2階層という所が非課税の世帯です。非課税の世帯については本来は1,800円から6,300円係るところが0になります。第3階層という所が48,600円未満なのですけども、その世帯については表より1,000円安くなるということなのですけども、この表についてさらに上の第4階層も含めまして軽減枠を広げました。第1子についてはこの表から半額、第2子は全額。兄弟の枠も在園児のみだったところを小学校、中学校のお子さんからカウントするということになりました。それに合わせてこの表の中で言うところの町民税所得割が77,101円未満の世帯についても、今までだったら在園児だけだったところを、兄弟の枠を取り扱いまして、上の兄弟が高校生、中学生だったとしても第3子扱いで0円になります。以上です。

委員長：広域保育の場合のみなのですよね。

端山：はい。先ほどと同じになります。

高木：軽減の枠を広げるものにしたいというものです。

委員長：他にご意見はありませんか。無いようでしたら第11号議案「西伊豆町保育所保育料徴収基準の改正について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

委員長：挙手全員ですので、第11号議案については可決されました。次に日程9、第12号議案「西伊豆町保育ママ事業徴収基準の改正について」について事務局から説明をお願いします。

高木：それでは、第12号議案「西伊豆町保育ママ事業徴収基準の改正について」をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましても第10号、第11号議案の同様の改正理由となります。詳細につきましては、担当の端山から説明をいたします。

端山：先ほどの11号議案とほぼ同じ内容になります。違う部分につきまして、こちらは保育ママ事業の保育料だということ、徴収基準額も保育ママ事業にあわせて設定しております。保育料については昨年とまったく同じで設定しております。同じように次のページの下線部の文言を追加しました。内容につきましては以上になります。

藤井：保育ママも無償化なのでこれは他市町から保育ママを利用するためのものか。

端山：ほぼないですね。なので同じようにこの事業のために来たとか、その期間だけを利用しに来たとかです。今のところ保育ママは広域利用を可としておりません。こちらを設定していないと万が一こういった事例が生じた時に保育料を徴収できないもので。

藤井：町外はカットしていないのか。

端山：利用基準の中に住民であることというように触れております。例えば他に河津にあるのですが、よその保育ママ事業でお母さんが里帰りで河津の保育ママを使いたいと言ったときにこちらの保育料を基準にお金を頂くということになりうるかもしれません。河津がそういう広域を受け入れてくれるということであればですが。

渡邊：伊豆海の2階にあるものとは違うのか。

高木：違います。支援センターの中で一時預かりがあるという形です。もともと旧賀茂で保育園が無かったということで、保育ママ制度を創設したということになります。

端山：この辺でありますのは河津と東伊豆などになります。

渡邊：田子でいう支援センターの活動とは違うものになるということか。

高木：違います。支援センターは親子で利用する施設になります。

教育長：支援センターの一時預かりと保育ママは似ているものなのかな。

端山：保育ママは保育園と同じ事業内容なのですが、やっている方についての資格が一定の研修を終えた方にやっていただいているもので、保育士資格がなくてもその研修を終えていれば事業としては出来るものとなっております。

藤井：一時預かりは単発的ですね。

高木：登録制ではなく、要望があれば受け入れるというものです。

渡邊：逆に田子や仁科から保育ママに来ている方はいるのか。

藤井：今はいないと思います。

端山：昔は保育園の0歳1歳児がいっぱいの時に保育ママの空きがあればそちらから来ていた方もいました。

渡邊：支援センターについて教育委員は関係ないのか。

端山：あります。未就園児の保護者の方たちの子どもと触れ合うかつ色々な相談業務を行うなどです。

藤井：この議案の改正とはまた違うのですが、保育ママの無償化があつてから募集は増えたのか。

端山：そういうことはなかったです。無償化になったから利用したいということは特には無かったです。

委員長：他にご意見はありませんか。無いようでしたら第12号議案「西伊豆町保育ママ事業徴収基準の改正について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

委員長：挙手全員ですので、第12号議案については可決されました。以上で本日の議事案件は終了いたしました。それでは平成28年度第4回の定例会を終了します。皆様お疲れ様でした。

(平成28年7月26日 平成28年度第4回定例会議事録)

西伊豆町教育委員会会議規則第9条第2項の規定により署名する。

平成28年8月15日

委員長 藤井忠男

署名委員 井藤栄子